

ごみと資源の分け方・出し方

○収集日を必ず確認してください。
 ○収集曜日や収集方法が変更となる場合がありますので注意してください。
 ○文京区専用の有料ごみ処理券(シール)は、「文京区有料(粗大)ごみ処理券取扱所」の標識のある店舗、文京清掃事務所で販売しています。
 文京区では他区の処理券は使用できませんので購入時には注意してください。

決められた集積所に収集日の朝8時までに出してください。

可燃ごみ 週2回(曜日)

透明または半透明のビニール袋に入れて出してください。

通常の収集に1回で出せるごみは **45ℓ袋で4袋まで**です。

<p>生ごみ・紙くず・木くず・その他</p> <p>●生ごみ(水分をよく切る) ●紙おむつ(汚物は取り除く) ●リサイクルできない紙(汚れた紙、ティッシュペーパーなど) ●汚れた衣類・布類 ●凝固剤で固めた油(又は布などにしみ込ませる)</p>	<p>プラスチック・ビニール製品</p> <p>●少量の枝葉(50cm以下にして袋に入れる) ●ゴム製品・皮革製品・保冷剤・乾燥剤</p>
---	--

不燃ごみ 月2回(第 曜日)

透明または半透明のビニール袋に入れて出してください。

<p>金属類</p> <p>●アルミホイール ●傘 ●使い捨てカイロ ●金属製品や小型家電製品</p>	<p>ガラス・陶磁器類</p> <p>●水銀を含むもの ●ライター</p>	<p>汚れの落ちないびん・缶</p> <p>●蛍光灯・乾電池・水銀体温計・水銀血圧計等は他の不燃ごみとは分けて出してください ●割れている蛍光灯・体温計等は「キケン」と表示し出してください</p>
--	--	---

粗大ごみ(有料) 申込制(自宅前に収集に伺います。)

■おおむね一辺が30cm以上のもの。
 ■テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫(冷凍)庫、パソコンを除きます。
 <電話による申し込み> TEL 03-5296-7000
 <インターネットによる申し込み> <https://sodai.tokyokankyo.or.jp/> 有料粗大ごみ処理券を貼ってください。
 受付: 午前8:00~午後7:00(日曜・年末年始を除く。)

テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫(冷凍)庫(有料)

①その製品を購入した販売店、又は買替える販売店に引取りを依頼してください。
 ②購入した販売店が分からない場合は、「家電リサイクル受付センター」
 <電話による申し込み> TEL 03-5296-7200
 <インターネットによる申し込み> <https://kaden23rc.tokyokankyo.or.jp/> に申し込んでください。
 ■区ではごみとして収集できません。
 ■回収時にリサイクル料金と収集運搬料金が掛かります。

パソコン

区ではごみとして収集できません。下記の方法をご利用ください。
メーカーによる回収
 メーカー等にお申し込みください。問い合わせ先と料金等は下記の「パソコン3R推進協会」へご確認ください。
<http://www.pc3r.jp/> TEL03-5282-7685
認定事業者による回収
 認定事業者のリネットジャパンリサイクル株式会社にお申し込みください。パソコン本体の回収は1箱分の回収料金が無料になります。
<http://www.renet.jp/> TEL0570-085-800 ※10時~17時

動物死体(有料)

犬、猫などの死体は有料(1頭2,600円)で引き取ります(25kg未満に限ります)。清掃事務所に申し込んでください。

小型家電

小型家電リサイクル法の認定事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」が、パソコンをはじめ約400品目の小型家電を自宅から宅便で回収しています(最短翌日回収)。
 申込み先: リネットジャパンリサイクル(株) ホームページ <http://www.renet.jp/>
 回収料金: 1箱1,500円(税抜)(※パソコンを含む場合は1箱無料)

資源 週1回(曜日)

品目ごとに分けて束ねてください。

<p>新聞</p>	<p>雑誌・雑がみ</p> <p>(紙袋には入れずにひもでしばってください。)</p>	<p>段ボール</p>
------------------	--	--------------------

資源として回収できないもの
 紙コップ、写真、カーボン紙、感圧紙(レシート)、ちり紙、圧着はがき、ビニールコート紙、汚れや匂いの付いた紙 など

かるくすいで種類ごとに分けて回収コンテナに出してください。

<p>飲食用のびん・化粧品びん</p>	<p>飲食用の缶・スプレー缶(空)</p>	<p>ペットボトル</p>
----------------------------	------------------------------	----------------------

資源として回収できないもの
 ガラス、割れたびん、油などで汚れたびん・缶。

※プラスチック製ボトル・紙パック・乾電池・食品トレイ・衣類・蛍光灯・インクカートリッジ・携帯電話・スマートフォン・水銀使用計器類については、区施設等で回収しています。

スプレー缶・カセットボンベは、必ず中身を使い切って、穴をあげずに資源の日に出してください。やむを得ず使い切れない場合は、収集職員へ直接手渡すか、中身の見える袋などに入れ、「キケン」と書いて、不燃ごみの日にほかのごみと分けてごみ集積所へ出してください。

事業系のごみと資源(有料)(自己処理が原則)

■事業者は、自ら排出したごみを自分で処理する責任があります。
 ■収集運搬の許可を持つ業者に収集運搬処分を委託する方法と、自ら施設に持ち込む方法があります。
 ■区の収集は、家庭から排出されたごみと資源を対象としています。事業者自身による自己処理が困難な場合に限り、家庭ごみの収集に支障の無い範囲でごみ集積所に出すこともできます。その場合は、お店や会社の名前を記入した文京区の事業系有料ごみ処理券を貼ってお出ください。

<p>新聞・雑誌・雑がみ</p> <p>○高さ10cmにつき10ℓのシールを貼って出してください。</p>	<p>段ボール</p> <p>○2枚につき10ℓのシールを貼って出してください。</p>	<p>びん・缶・ペットボトル</p> <p>品目ごとに袋を分けてください。 ○袋の容量と同じシールを貼って出してください。</p>
<p>資源</p>	<p>可燃ごみ・不燃ごみ</p> <p>容器で出す場合 ○ごみ容量に応じたシールを貼って出してください。</p>	<p>袋で出す場合 ○袋の容量と同じシールを貼って出してください。</p>

清掃事務所で収集できないもの

- ★有害性のあるもの [例] 石油類(ガソリン 軽油・灯油・シンナー等)、塗料、薬品類
- ★引火性のあるもの 印刷用インク、バッテリー、消火器
- ★危険性のあるもの 自動車、オートバイ、タイヤ、ピアノ、土・石・砂など
- ★著しく悪臭を発するもの

お問い合わせ先

文京清掃事務所 TEL 03-3813-6661 文京区ホームページ <https://www.city.bunkyo.lg.jp/>






文京区 ごみ・資源収集曜日一覧

地域		可燃	不燃	資源	粗大※
後 楽	1丁目	火・金	第1・第3 木	水	水・土
	2丁目	火・金	第1・第3 木	土	水・土
春 日	1丁目	火・金	第1・第3 木	水	水・土
	2丁目	月・木	第1・第3 土	金	水・土
小石川	1丁目 1～16	月・木	第1・第3 土	火	火・金
	1丁目 17～28	水・土	第2・第4 金	木	火・金
	2・3丁目	月・木	第1・第3 土	金	火・金
	4丁目 1～14	月・木	第1・第3 土	金	火・金
	4丁目 15～22	月・木	第2・第4 土	金	火・金
	5丁目	月・木	第2・第4 土	金	水・土
白 山	1丁目	月・木	第1・第3 水	火	月・木
	2・5丁目	水・土	第2・第4 金	木	火・金
	3・4丁目	水・土	第1・第3 金	木	火・金
千 石	1～4丁目	水・土	第1・第3 金	木	火・金
水 道	1・2丁目	火・金	第1・第3 木	土	水・土
小日向	1～4丁目	火・金	第1・第3 月	土	水・土
大 塚	1・2丁目	火・金	第1・第3 月	土	水・土
	3～6丁目	月・木	第2・第4 土	金	水・土
関 口	1～3丁目	火・金	第2・第4 月	土	水・土
目白台	1～3丁目	火・金	第2・第4 月	土	水・土
音 羽	1・2丁目	火・金	第1・第3 月	土	水・土
本 郷	1・2丁目	火・金	第1・第3 木	水	月・木
	3～7丁目	火・金	第2・第4 木	水	月・木
湯 島	1丁目	火・金	第1・第3 木	水	月・木
	2～4丁目	火・金	第2・第4 木	水	月・木
西 片	1・2丁目	月・木	第1・第3 土	火	月・木
向 丘	1・2丁目	月・木	第1・第3 水	火	月・木
弥 生	1・2丁目	月・木	第1・第3 水	火	月・木
根 津	1・2丁目	月・木	第2・第4 水	火	月・木
千駄木	1・2丁目	月・木	第2・第4 水	火	月・木
	3～5丁目	水・土	第1・第3 火	月	月・木
本駒込	1・2丁目	水・土	第2・第4 金	月	火・金
	3～6丁目	水・土	第2・第4 火	月	火・金

※粗大ごみは申し込み制で有料です。必ず粗大ごみ受付センターへ申し込んでください。

【不燃ごみの第1・第3、第2・第4の収集曜日の考え方】

-  第1・第3の収集曜日とは、その月の1番目、3番目の各曜日のことです。(青色の部分)
-  第2・第4の収集曜日とは、その月の2番目、4番目の各曜日のことです。(黄色の部分)
-  第5番目の曜日の収集はありません。(赤色の部分)

(例)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

文京区ごみと資源の分け方・出し方 令和2年4月改訂版

発行 文京区 資源環境部 文京清掃事務所
東京都文京区後楽一丁目7番29号
電話 03-3813-6661

令和2年4月発行

印刷物番号
H0219009